



宮 城 県 職 員
文化財担当技術職員（建造物）
採用選考考査募集要項

令和5年4月21日
宮城県教育委員会

令和5年度宮城県職員（文化財担当技術職員（建造物））採用選考考査を、次のとおり行います。

- ◎ 申込受付期間 5月2日（火）～5月26日（金）
- ◎ 第1次考査 6月18日（日）

1 職種・採用予定人員・職務内容

職 種	採用予定人員	職 務 の 内 容
文化財担当技術職員（建造物）	2人程度	東北歴史博物館等に勤務し、建築史や歴史的建造物の調査研究、博物館資料（古民家）の保存管理及び教育普及等に関する業務に従事します。

2 応募資格

昭和63年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は大学院において建築史に関する科目を履修し、卒業若しくは修了した人又は令和6年3月31日までに卒業若しくは修了見込みの人。ただし、次のいずれかに該当する人は、上記の要件を満たしても応募できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 宮城県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ④ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とする人を除く。）

3 考査の実施時期・考査種目・考査会場

	考査の実施時期	考査種目	考 査 会 場
第 一 次 考 査	令和5年6月18日（日） 受付開始 9:00 着席時刻 9:40 終了予定 15:45	教養考査 （択一式）	受考地として仙台を選択した場合 下記の4か所の考査会場のうち、いずれかを受考票で指定します。 ・宮城県仙台南高等学校 （仙台市太白区根岸町14-1） ・宮城県工業高等学校 （仙台市青葉区米ヶ袋三丁目2-1） ・宮城県仙台三桜高等学校 （仙台市太白区門前町9-2） ・宮城県行政庁舎 （仙台市青葉区本町三丁目8-1） 受考地として東京を選択した場合 ・TKP市ヶ谷カンファレンスセンター （東京都新宿区市谷八幡町8） 受考地として大阪を選択した場合 ・TKPガーデンシティ大阪梅田 （大阪府大阪市福島区福島5-4-21 TKPゲートタワービル）
		専門考査 （記述式）	
第 二 次 考 査	令和5年7月10日（月）から 7月13日（木）のうち指定する日	適性検査 人物考査	・仙台市内

（注）受考地として東京又は大阪を選択した場合でも、受考地が仙台となることがあります。その際は別途お知らせします。

（注）第2次考査の詳細については、第1次考査合格者に書面でお知らせします。

（注）災害の発生や新型コロナウイルス感染症の状況等やむを得ない事情により考査日時、考査会場及び合格発表などを変更する場合には、宮城県職員採用試験情報トップページ (<https://www.pref.miyagi.jp/site/saivou/>)でお知らせします。

宮城県職員採用試験情報トップページ



4 考査内容

考査種目		内 容
第一次考査	教養考査 (択一式)	公務員として必要な大学卒業程度の一般的な知識及び知能についての筆記考査 〔出題分野〕 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、 資料解釈 (題数50題 時間150分)
	専門考査 (記述式)	文化財担当技術職員として必要な専門知識、論理性・文章表現力についての筆記考査 〔出題分野〕 日本建築史、歴史的建造物論 (時間120分)
第二次考査	適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査
	人物考査	公務員としての適格性についての人物面からの考査 (個別面接)
資格調査		応募資格の有無、受考申込書に記入された内容の真否等についての調査

※ 筆記考査の出題は、日本語の活字印刷文により行い、解答も日本語でしていただきます。
また、人物考査における面接は全て日本語による質問・応答になります。

5 考査の配点及び合格者の決定方法

(1) 配点

職 種	第1次考査			第2次考査		総合得点
	教養考査	専門考査	計	人物考査	計	
文化財担当技術職員 (建造物)	100	100	200	200	200	400

※ 第2次考査の適性検査については、適否のみ判定し、得点化しません。

(2) 最終合格者は第1次考査、第2次考査の結果を総合して決定します。

(3) 各考査種目の得点は、原則として標準点化します。標準点とは、平均点及び標準偏差等を用いて算出するもので、受考者の点数は、おおむね0点から100点(人物考査については200点)に分布し、平均点は50点(人物考査については100点)となります。ただし、考査種目ごとの受考者数によっては、標準点化しない場合もあります。

(4) 各考査種目において、それぞれの合格基準に満たない種目がある場合は、他の成績にかかわらず不合格になります。

6 専門考査(記述式)の考査問題例

〔例題〕 次の(1)から(2)の問いに答えよ。

- 現代の急速な歴史的建造物の滅失を背景に、平成8年の文化財保護法改正で「文化財登録制度」が創設された。この登録制度の目的や内容、そしてその制度導入によって得られた成果について、主として歴史的建造物の保存と活用の観点から述べよ。
- 古民家の実測調査において、スケッチにより平面図を作成する際の手順を述べよ。また、改変された間取りを復元する際に調査すべき事項を一つ挙げ、その具体的内容について述べよ。

7 申込受付期間

令和5年5月2日(火)から5月26日(金)まで

(持参する場合の受付時間は午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)とします。郵送で申し込む場合は令和5年5月26日までの消印のあるもので、令和5年6月14日(水)までに宮城県教育庁総務課に届いたものに限り受け付けます。)

※ 障害により、車椅子等を使用するなど、受考上の配慮を希望する人は、受考申込時に宮城県教育庁総務課職員人事班(電話 (022)211-3638)に連絡してください。

8 申込方法・申込先

次の①から③までの書類を封筒に入れ、封筒の表に「宮城県職員採用選考(文化財担当技術職員(建造物))」と朱書して、下記申込先に「簡易書留郵便」等の確実な方法により郵送してください。

なお、受考申込書は、郵便法(昭和22年法律第165号)上の信書に該当するため、郵送以外の方法で送ることはできません。

- 宮城県職員採用選考考査受考申込書(所定の様式を使用し、写真及び63円切手を貼付したもの)……………1部
- 最終学歴の卒業又は修了証明書
(在学中の人は、卒業又は修了見込証明書(申込前3か月以内に発行のもの))……………1部
- 建築史に関する科目を履修済み又は履修中であることを証明する書類
(単位取得証明書又は単位取得見込証明書等(申込前3か月以内に発行のもの))……………1部

申込先 〒980-8423 仙台市青葉区本町三丁目8-1 「宮城県教育庁総務課」

9 受考票の交付

受考票は申込受付期間終了後に郵送しますが、令和5年6月9日(金)までに届かない場合は、宮城県教育庁総務課職員人事班(電話 (022)211-3638)に連絡してください。

10 合格発表・採用時期等

- (1) 第1次考査の合格発表は、令和5年6月29日(木) (予定) に宮城県行政庁舎1階に合格者の受考番号を掲示します。また、宮城県職員採用試験情報トップページに掲載するほか、合格者に書面でお知らせします。
- (2) 第2次考査の合格発表は、令和5年8月中旬に宮城県行政庁舎1階に合格者の受考番号を掲示します。また、宮城県職員採用試験情報トップページに掲載するほか、第2次考査合格者に書面でお知らせします。
- (3) 最終合格者については、面接を経て、原則として令和6年4月1日以降に採用する予定です。
- (4) 詳細については、宮城県教育庁総務課職員人事班(電話 (022)211-3638)にお問い合わせください。

11 考査結果の提供

- (1) この考査の結果については、開示請求によらずに即日提供を受けることができます(下表参照)。提供を希望する場合は、受考者本人が、受考票及び本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等)を持参の上、午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)に、下表の提供場所に直接おいでください。
なお、電話により考査結果の提供を受けることはできません。

提供を受けることができる人	提供内容	受付期間	提供場所
第1次考査不合格者	考査種目別の 得点、総合得点及び総合 順位	第1次考査合格発表日 から1か月間	宮城県人事委員会事務局 (仙台市青葉区本町三丁目8-1 (県庁17階))
第1次考査合格者		最終合格発表日 から1か月間	

(注) 第1次考査合格者のうち第2次考査を受考しなかった人には、総合得点及び総合順位は付されません。

- (2) 考査結果の提供についての詳細は、宮城県人事委員会事務局(電話 (022)211-3761)にお問い合わせください。

12 採用時の給与

- (1) 大学新卒者の初任給は、地域手当(東北歴史博物館に勤務する場合)を含め、おおむね次のとおりです。
(令和5年4月現在)

職種	初任給	学歴
文化財担当技術職員(建造物)	203,898円	大学新卒者の場合

- (2) 民間等における職歴がある場合は、一定の基準により職歴期間を加算の上、初任給が決定されます。
- (3) (1)のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当(年間約4.4か月分)等がそれぞれの要件により支給されます。

13 外国人の場合の任用上の制限

外国籍の職員は、担当できる職務等に次のような制限があります。

- (1) 県民等に対して身体・財産の権利を制限することとなる職務など公権力の行使に該当する職務は担当できません。
- (2) 研究・医療等の専門的業務、県民サービスを目的とする施設の運営業務、内部管理業務など公の意思形成に関与しない業務に従事する場合には、課長級以上の職への就任も可能です。

注意事項

各考査会場に駐車場はありませんので、自家用車での来場はご遠慮ください。特に、近隣商業施設等への無断駐車(送迎の待機等)は、絶対に行わないでください。

また、送迎であっても、近隣に長時間停車されますと周辺住民のご迷惑となりますので、乗降後は速やかに移動願います。